

仕 様 書

1. 件 名

東寮 2 階男子浴室床タイル改修工事

2. 工事場所

東京都八王子市南大沢四丁目 5 番地

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所 東寮 2 階男子浴室

3. 工事期間

契約日から令和 9 年 2 月 2 8 日まで

※当研修所の業務および研修に支障を来さぬよう、事前に担当課と協議すること。

4. 工事内容

東寮 2 階男子浴室洗い場の床タイルの張り替え工事（詳細は別紙「工事内訳書」のとおり）

- (1) 共通仮設工事（アスベスト調査を含む）
- (2) 既存タイル解体工事
- (3) 左官工事
- (4) 新規タイル工事

5. 作業条件

- (1) 作業時間は、原則として 9：00～17：00 までの間とする。時間外での作業が必要な場合は、別途協議するものとする。
- (2) 受注者は、契約締結後、現場責任者を選定し、工程表を作成して担当者に提出すること。また、受注者は、着工前に現場調査を行い、その結果をもとに工程表及び施工要領書を作成し、担当者に提出すること。
- (3) 施工の際に研修所の建物・機械その他在来部分等で汚損又は破損の恐れがある箇所については、適正な養生を行うこととし、施工の際に破損又は汚損した場合は、速やかに担当者に報告し、受注者の責において現状復旧すること。
- (4) 作業中は、安全に万全を期すこととし、受注者側の責による物損・人身事故が発生した場合は、受注者側の責により対処すること。また、事故が発生した場合は、速やかに担当者へ報告するとともに、適正な処置を講ず

ること。

- (5) 作業に必要な電気及び水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、費用は研修所が負担する。
- (6) 作業に当たって車輛や物資等を一時的に研修所の敷地内に存置する場合は、あらかじめ担当者の了承を得ることとし、担当者の指定する場所に存置するとともに、事故防止のために適切な養生を行うこと。
- (7) 本件において発生した廃棄物は、受注者の責により適切に処分すること。

6. 完成検査及び報告

- (1) 検査については、作業完了後に担当者の検査を受けること。
- (2) 前項の検査において、契約の内容に適合しない場合は、担当者が指示する期間内に修復するものとし、修復後、再度担当者の検査を受けること。
- (3) 受注者は、第1項の検査に合格した後、担当者に下記書類等を提出すること。
 - ・業務完了届出書（施工写真含む）
 - ・保証書
 - ・その他研修所担当者が指示するもの

7. 契約不適合責任

受注者は、本件業務後1年以内に故障等が発生した場合は、担当者の指示により、無償にて不良箇所の修理を行うこと。

8. その他

本仕様書に定めのない事項又は本件業務の遂行上疑義が生じた場合は、担当者との協議のうえ決定するものとする。

9. 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目5番地
救急救命東京研修所 総務課

(担当：森脇 TEL 042-675-9945・FAX 042-677-9955)